

雇用サービスだより

No.316 石川労働局

高校生の採用選考開始は9月16日からです

学校からの生徒の推薦開始は、9月5日（土）以降

高校から応募書類が届きましたら、すぐに選考日時等を学校及び生徒本人へ通知してください。

採用選考開始及び採用内定開始は、9月16日（水）以降

採用選考実施後、採否の結果をすみやかに学校及び生徒本人へ通知してください。

また、「新規高等学校卒業者の採用状況報告書」の提出または石川労働局ホームページ「新規高等学校卒業者の採用状況報告フォーム」により、求人申込み手続きを行ったハローワークに対して採用・募集状況をご連絡ください。

公正な採用選考の実施

面接等の採用選考では、『本籍地』や『家族の状況』並びに、『家族の職業』などの本人に責任のない事柄や、『愛読書（どんな本を読んでいますか）』などの本来自由であるべきことに関わる事柄について、質問することは不適切です。

本人の適性と能力に関係のない事柄を聞かないよう配慮願います。

令和9年3月新規高等学校卒業予定者の求人状況 （令和8年7月末時点）

令和9年3月新規高等学校卒業予定者を対象とした県内企業からの求人数は、7月末現在で5,900人と前年同月と比較して3.0%減少しました。一方、就職希望者数は、1,590人と前年同月と比較して0.3%増加し、求人倍率は3.71倍となりました。

●求人の状況（産業別・職業別・事業所規模別内訳）

産業別	求人数	前年同月	対前年比
建設業	1,183	1,265	▲6.5%
製造業	2,294	2,231	2.8%
情報通信業	29	22	31.8%
運輸業、郵便業	310	294	5.4%
卸売業、小売業	584	702	▲16.8%
金融業、保険業	23	25	▲8.0%
宿泊業、飲食サービス業	352	469	▲24.9%
生活関連サービス業、娯楽業	117	126	▲7.1%
医療、福祉	325	325	0.0%
サービス業	308	252	22.2%
その他の産業	375	372	0.8%
合計	5,900	6,083	▲3.0%

職業別	求人数	前年同月	対前年比
専門・技術、管理	780	871	▲10.4%
事務	347	345	0.6%
販売	359	445	▲19.3%
サービス	787	902	▲12.7%
技能工、採掘、製造、建築	3,490	3,374	3.4%
その他の職業	137	146	▲6.2%

事業所規模別	求人数	前年同月	対前年比
29人以下	2,050	2,208	▲7.2%
30～99人	2,043	2,034	0.4%
100～299人	857	934	▲8.2%
300～499人	271	261	3.8%
500～999人	356	368	▲3.3%
1,000人以上	323	278	16.2%

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業安定課 電話 076-265-4427

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わります (令和8年10月1日施行)



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！【パート・有期法施行規則】

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります

(違反した者は10万円以下の過料に処されます)。

- ☐ 昇給の有無
- ☐ 退職手当の有無
- ☐ 賞与の有無
- ☐ 相談窓口

現行の
明示事項

- ☐ 待遇の相違等に関する説明
を求めることができる旨

新たな
明示事項

改正後の
モデル労働条件通知書は
こちら

[https://www.mhlw.go.jp/
content/11650000/000815
925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)



2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！【告示】

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給や各種手当、福利厚生など)について不合理な差を設けることを禁止しています(いわゆる「同一労働同一賃金」)。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

今般、ガイドラインに以下が新たに追加されましたので、自社の状況がガイドライン等の内容に沿ったものになっているか確認をお願いします。

〈新たに追加された内容〉

- ・賞与(記載の充実)
- ・家族手当(新規追加)
- ・病気休職(記載の充実)
- ・退職手当(新規追加)
- ・住宅手当(新規追加)
- ・夏季冬季休暇(新規追加)
- ・無事故手当(新規追加)
- ・福利厚生施設(記載の充実)
- ・褒賞(新規追加)

改正後の
ガイドラインについて
詳しくはこちら



3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！【告示(雇用管理指針)】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。

説明に当たっては、

- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明する
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましい
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫に努めるに留意しましょう。

その他の改正内容や上記の内容の詳細
については同一労働同一賃金特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関するお問い合わせは
働き方改革推進支援センターへ



同一労働同一賃金に関するお問い合わせは
石川労働局雇用環境・均等室へ

TEL:076-265-4429

受付時間:8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

高年齢者雇用推進セミナー 2026

✓ 高年齢者が活躍できる持続可能な職場づくり

労働力人口の減少や高齢化が進む今、企業において高年齢者が活躍できる持続可能な職場づくりが求められています。本セミナーでは、制度・安全・組織体制などの多様な観点から、活用事例とともに高年齢者雇用のヒントをご紹介します。

参加無料
定員40名

日時 令和8年10月22日(木)13:15~16:00

会場 石川県地場産業振興センター本館2F 第2研修室

- 1 高年齢労働者の労働災害防止等について 石川労働局 労働基準部健康安全課
- 2 県における高年齢者就業促進の取り組みについて 石川県 商工労働部労働企画課
- 3 基調講演 「高年齢者が安心して働ける仕組みの作り方」

▶ 就業確保措置に対応した制度・仕組みの設計、高年齢者の活用のポイントなど

講師 いちご社会保険労務士事務所 代表・社会保険労務士
70歳雇用推進プランナー 岡田 和大 氏

- 4 事例発表 「シニア人材の活用と組織改善」

事例発表企業 松本機械工業株式会社
代表取締役社長 松本 晶久 氏

- 5 質疑応答

- 6 ジョブ産雇(産業雇用安定センター)の高年齢者支援について

- 7 65歳超雇用推進助成金について

- ▶ スマートフォンでのお申し込み

※右記のQRコードから直接お申込みください。(Microsoft Formsの申込ページが表示されます。)

- ▶ E-mailでのお申し込み

※JEED 石川支部ホームページより表をダウンロードし、ご記入ください。

HP:<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ishikawa/>

E-mail:ishikawa-kosyo@jeed.go.jp または

JEED 石川



主催:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 石川支部

問い合わせ先 267-6001

共催:石川労働局、
石川県(協力:いしかわ就職・定住総合サポートセンター)

後援:一般社団法人石川県経営者協会、石川県中小企業団体中央会、
北陸経済連合会、公益財団法人産業雇用安定センター石川事務所、北國新聞社



労働局・ハローワーク通信

「株式会社金沢環境サービス公社」をユースエール企業に認定しました



石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、株式会社金沢環境サービス公社(金沢市)を若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として認定するとともに、令和8年8月5日、石川労働局において認定通知書を交付しました。

☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



管内労働市場のうごき（令和8年7月分）

7月の
窓

有効求人倍率
(季節調整値)

1.44倍

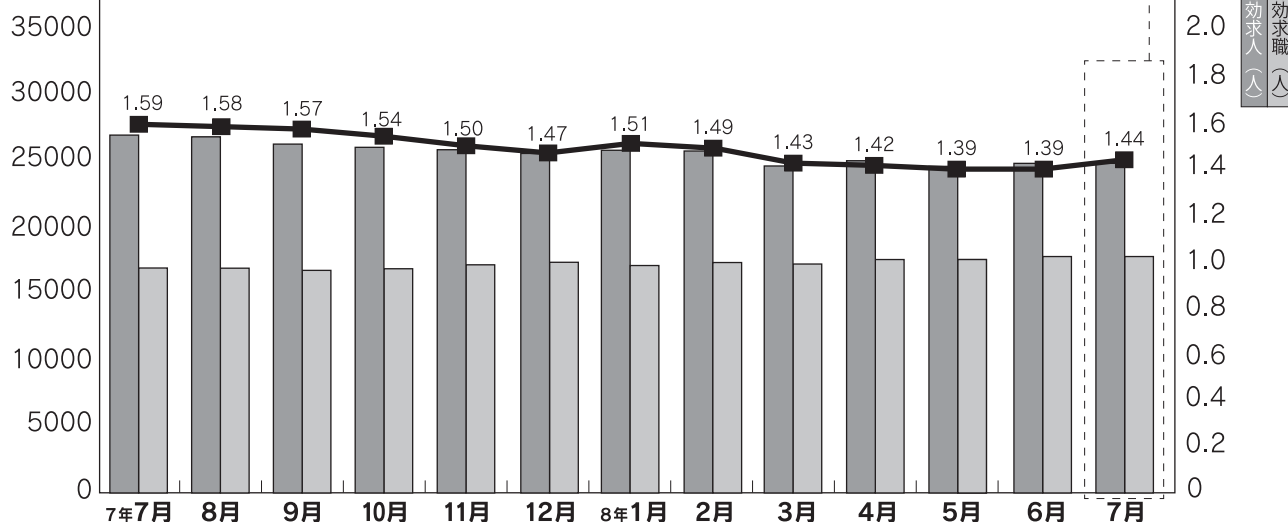
正社員
有効求人倍率

1.30倍

～求人される皆様へ～
正社員求人を
お願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移

※季節調整値とは、1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動を取り除いた値です。



有効求人
(人)

有効求職
(人)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人倍率
(倍)

有効求人数	27,158	27,026	26,475	26,231	26,048	25,766	26,008	26,005	24,783	25,178	24,683	24,912	25,832
有効求職者数	17,072	17,058	16,892	17,015	17,313	17,506	17,260	17,484	17,376	17,683	17,694	17,909	17,930

◎令和7年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。

◎7月の有効求人数(季節調整値)は前月と比べて3.7%増加し、有効求職者数(季節調整値)は0.1%増加したため、有効求人倍率は1.44倍となり、前月と比べ0.05ポイント上昇しました。

また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.30倍となり、前年同月と比べて0.14ポイント低下しました。

●新規求人の動向

区 分	7年度	8年7月	前年同月比
合 計	108,823	9,788	5.4
建 設 業	10,301	984	4.1
製 造 業	12,527	1,211	14.5
食料品、飲料	2,406	209	▲14.3
織 維 工 業	1,843	101	▲24.1
はん用機械器具	1,190	119	15.5
生産用機械器具	1,301	153	9.3
業務用機械器具	66	5	▲61.5
運 輸 業、郵 便 業	6,184	519	▲18.1
卸 売 業、小 売 業	20,530	1,518	▲10.7
宿泊業、飲食サービス業	9,492	1,001	43.0
医 療、福 祉	22,859	2,221	14.8
サ ー ビ ス 業	10,994	1,017	▲0.1

(注)1 パートタイムを含む。
(注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。
(注)3 令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

●職業別有効求人倍率（常用）

令和8年7月

区 分	有効求人 (人)	有効求職 (人)	有効求人倍率 (倍)
合 計	24,179	17,930	1.35
管 理 的 職 業	63	31	2.03
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	4,697	2,367	1.98
事 務 的 職 業	2,152	4,183	0.51
販 売 の 職 業	3,275	960	3.41
サ ー ビ ス の 職 業	5,457	1,849	2.95
保 安 の 職 業	795	152	5.23
農 林 漁 業 の 職 業	156	115	1.36
生 産 工 程 の 職 業	2,876	1,494	1.93
輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	1,231	532	2.31
建 設 ・ 採 掘 の 職 業	1,304	227	5.74
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	2,173	2,975	0.73
分 類 不 能 の 職 業	0	3,045	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎5階
(平日 8時30分～17時15分)

職 業 安 定 課：TEL 076-265-4427
需 給 調 整 事 業 室：TEL 076-265-4435
職 業 対 策 課：TEL 076-265-4428
訓 練 課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。